

## 新紙幣発行に係る情報について（追加情報）

平成28年11月16日  
在コルカタ日本国総領事館

8日夜に発表された旧高額紙幣（旧 500 ルピー紙幣及び 1,000 ルピー紙幣）の無効化並びに新 500 ルピー紙幣及び 2,000 ルピー紙幣の導入に関し、13 日及び 14 日、インド財務省及びインド準備銀行（RBI）から追加で通達等が発出されています。概要は以下のとおりです。

### 1 旧高額紙幣による支払いの期限延長

政府系病院での支払い等、一部の支払いに関しては、11 月 14 日まで旧高額紙幣の使用が認められていましたが、14 日の政府発表により、11 月 24 日まで期限が延長されました。対象は、以下の支払いです。

（１）政府系病院での治療費用の支払いや、医師の処方箋を示して政府系病院の薬局で医薬品を購入する際の支払い

（２）鉄道、政府又は国営企業（が経営する）バス、空港のチケットカウンターでチケットを購入する際の支払い

（３）中央政府又は州政府の認可の下で運営する消費者共同組合店舗（consumer cooperative stores）での支払い（身分証が必要）

（４）中央政府又は州政府の認可の下で運営する牛乳販売店での支払い

（５）国営石油・ガス販売企業の認可の下で運営するガソリンスタンドで石油・ディーゼル・ガスを購入する際の支払い

（６）火葬場や墓所での支払い

（７）5,000 ルピーを超えない旧高額紙幣を有する国際線の乗客が、国際線空港で両替をする場合

（８）外国人旅行者が 5,000 ルピーを超えない旧高額紙幣等を空港で両替する場合（旧高額紙幣を購入した際の書類を提示する必要）

（９）医者の方箋に基づく薬局における支払い（身分証が必要）

（１０）LPG ガスシリンダーを購入する際の支払い

（１１）鉄道の食事サービス（catering services on board）に対する支払い

（１２）郊外鉄道やメトロのチケットを購入する際の支払い

（１３）インド考古調査局によって運営される遺跡の入場券を購入する際の支払い

（１４）中央・地方政府に対する手数料、料金、税金、罰金の支払い

（１５）水道・電気代を含む公共料金に対する支払い。但し、延滞や現在の請求に対する個人及び家庭の支払いに限定され、前払（advance payments）は認められない。

(16) 法廷の手数料支払い

2 旧紙幣から新紙幣への交換可能な上限額等の引上げ

13 日の政府発表により、旧紙幣から新紙幣へ交換可能な金額の上限等が引き上げられました。主な変更点は、以下の通りです。

(1) 旧紙幣から新紙幣へ交換可能な金額の上限を、1 日 4,000 ルピーから 4,500 ルピーへと引き上げる。

(2) 銀行窓口での現金引き出しに関し、1 日 10,000 ルピーという上限は撤廃し、1 週間の上限を 20,000 ルピーから 24,000 ルピーへと引き上げる。

(3) A T Mでの現金引き出しに関し、カード 1 枚当たりの上限を、1 日 2,000 ルピーから 2,500 ルピーへと引き上げる (11 月 18 日まで)。但し、ATM が新紙幣の供給に対応できていない場合は、引き続き 2, 000 ルピーを上限とする。

(4) 3 ヶ月以上使用されている当座預金を有する事業者 (Business entities) については、引き出しの上限を 1 週間 50, 000 ルピーとする。

今後もインド政府より新たな通知が発出される可能性があります。最新の状況は下記ウェブサイトにてご覧頂くことができます (アクセスが集中しており表示に時間が掛かる場合があります)。

○インド財務省 : <http://www.finmin.nic.in/>

○インド準備銀行 : <https://www.rbi.org.in/home.aspx>

(当館連絡先)

在コルカタ日本国総領事館 電話 0 3 3 - 2 4 2 1 - 1 9 7 0

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL:<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

(了)